

陳情第 97 号 令和 3 年第 2 回定例会一般質問（令和 3 年 6 月 18 日）における勝又光江議員の発言を議事録から削除する事に関する陳情 資料

1 会議録に関する例規

地方自治法

（会議録）

第 1 2 3 条 議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）に書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第 2 3 4 条第 5 項において同じ。）により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。

（議場の秩序維持）

第 1 2 9 条 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

川崎市議会会議規則

（発言の取消又は訂正）

第 6 2 条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

（会議録に掲載しない事項）

第 1 2 8 条 前条の会議録（注：配付用の会議録）には、秘密会の議事又は議長が取消しを命じた発言及び第 6 2 条（発言の取消又は訂正）の規定により取り消した発言は掲載しない。

2 陳情に対する考え方

- ・ 発言の取消は、議長が取消しを命じた場合、又は発言した議員による取消の申し出を議会が許可した場合のいずれかの場合に限り行い得るものであり、また、その手続きも会期中に限られるものであるため、本陳情の要旨である、令和 3 年第 2 回定例会の一般質問における質疑を会議録から削除することはできない。
- ・ インターネット録画中継については、川崎市議会の公式記録ではないものの、「市民に身近な開かれた議会」の推進を図るために実施しているものであることを鑑みると、会議録に記載されている発言を中継画像から削除することは、議会中継の取組の趣旨に反するものと考えられるため、行うべきでない。